

第9期 釧路市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画策定に関する意見書

釧路市長 蝦名 大也 様

令和5年11月10日

釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画
策定市民委員会 委員長 西塔 正一

本委員会は、釧路市の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画「いきいき健やか安心プラン2024～2026」の策定に向け、これまで3回にわたり会議を開催いたしました。

介護保険制度の改正に係る国の結論が先延ばしされる中でありましたが、市独自の高齢者福祉施策や介護保険事業の今後につきまして、委員の皆様より、保健・医療・福祉など様々な視点から、釧路市の現状や今後の高齢者問題の動向、課題などについて、多くのご意見・ご提言を受けたところであります。

本意見書は、委員の皆様からいただいた、これまでのご意見等を踏まえ、次期計画に対する当委員会の意見を取りまとめたものでありますので、第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の作成にあたり、十分反映されますようお願いいたします。

1 「高齢者保健福祉計画」に関する意見

◆ 老人クラブ活動

老人クラブの参加者が減少している背景には、就労されている高齢者の方も多い現状に留意し、社会参加をする機会がない方や、コロナ禍により外出意欲が低下された方を中心として、老人クラブへの参加を促す取り組みの検討が求められる。

また、老人クラブの活動内容がわかりやすく伝わるよう周知方法を検討することが必要である。

さらには、魅力的な活動の創出といった、老人クラブへの参加意欲を向上させる工夫が求められる。

◆ 高齢者外出促進バス事業

高齢者外出促進バス事業は、高齢者の外出や社会参加を促進する効果があり、今後も継続していくことが求められる。

一方で、事業を知らない方がいることから、医療機関へのポスター配布や広報紙等によるお知らせといった従来の周知方法の他、より効果的な周知方法について検討することが必要である。

併せて、事業をより使いやすくする取り組みが望まれる。

◆ 高齢者等緊急通報システム設置事業

一人暮らしの高齢者が増加していることから、緊急時に通報できる仕組みの継続が必要である。その際の仕組みについては、時代に即した方法を構築することが求められる。

また、事業を知らない方に対する周知の強化が必要であると

ともに、サービスが必要な方が利用できているかなど、状況の把握に努めることも必要である。

◆ 家族介護用品支給事業

在宅介護においては、家族の心身や家計への負担が大きいことから、家族に対する支援のため、事業の継続は必要であり、今後、更なる負担軽減の検討が望まれる。

2 「介護保険事業計画」に関する意見

◆ 介護予防・健康づくりの推進

介護予防・健康づくりは、健康寿命の延伸に効果的であり、大変重要な取り組みである。

今後、認知症予防やフレイル予防に効果的な取り組みが求められるとともに、事業を知らない方や利用しない方が参加を希望するような周知方法を検討していくことが求められる。

◆ 地域ケア会議の推進

地域課題の把握等、解決へ向けた検討を行う地域ケア会議は大変重要である。

今後も、多くの事例の積み重ねや支援に向けた課題整理を行っていくとともに、医療機関等の多職種や住民組織等との連携を強化していくことが求められる。

◆ 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進にあたって、適切な情報の共有が重要であり、現在取り組んでいる「つながり手帳」は、効果的なツールであることから、医療・介護を必要とする方や関係者等に対し、より一層の普及・啓発が求められる。

また、在宅医療の一翼を担う調剤薬局において、つながり手帳等による情報連携の活用が少ないことから、活用の促進が求められる。

◆ 認知症施策の推進

認知症の人が尊厳を保持し、住み慣れた地域で安心して生活が続けられる環境を構築するため、幅広い世代に対し認知症に関する正しい知識と理解のさらなる普及啓発に取り組む必要がある。

また、認知症の早期診断・早期対応に向けた相談機関の充実を図り、適切に医療・介護に繋げる必要がある。

認知症の人やその家族等に対してのサポートは重要であり、地域での交流の場や居場所づくりを含めた、認知症の人を包括的にケアする仕組みの深化が望まれる。

◆ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

高齢者支援においては、高齢者自身が取り組むボランティア活動も大変重要であることから、介護予防サポーター養成講座等や、ボランティアと活動の場のマッチングといった支援を強化していくことが求められる。

また、生活支援や介護予防における幅広いニーズに対応するため、リハビリテーション専門職の一層の活用が求められる。

◆ 高齢者虐待防止等の取り組み

高齢者虐待への対応では、早期発見が重要であることから、住民組織を含めた関係機関との連携による情報収集や、「見守り」に係る周知の強化、虐待情報を躊躇なく相談できる体制の推進が求められる。

◆ 地域包括支援センターのあり方

地域包括支援センターは、身近な相談窓口として重要な役割を果たしており、相談件数等の増加によるさらなる体制の整備が求められている。

このことから、相談支援業務の委託や人員の補充などにより、相談窓口としての機能を維持し、より一層相談しやすい環境の整備に努める必要がある。なお、委託の際には、事業所ごとに対応の格差が生じないように丁寧な説明等により、理解に努めるとともに、個人情報保護を徹底する措置が必要である。

また、高齢者のより詳細な実態を把握するための取り組みが望まれる。

◆ 地域の実情に応じた介護サービス基盤整備

後期高齢者や85歳以上の高齢者の増加といった、高齢化の進展を踏まえた施設整備が求められる。

施設整備に際しては、認知症の方に対応する施設や、夫婦などの家族で入居できる施設の整備が求められる。

一方で、整備の計画に際しては、介護職員の不足状況に留意することが必要である。

また、物価高騰など、介護サービス事業所の運営を取り巻く状況について注視し、事業所の健全な運営に向けた対応が求められる。

◆ 介護人材の確保

介護人材確保事業を推進し、より多くの人材が確保できるよう努める必要がある。

また、介護職の魅力の向上や処遇改善等、介護職員がやりがいを持って働ける環境の整備が重要であることから、他の自治体での取り組みも参考にしつつ、効果的な事業の構築が求められる。

なお、在宅介護サービスを利用する上で欠かせない介護支援専門員の状況把握に努め、サービスを必要とする方が利用できる体制を維持していくことが重要である。

◆ 利用者負担軽減制度

低所得者層の方の利用者負担を軽減するため、市が独自で実施している「民間等サービス利用者負担軽減」制度は継続すべきであり、今後、より一層の負担軽減を検討することが求められる。

また、軽減を受ける必要がある方が適切に利用できるよう周知していくことも必要である。

◆ 介護給付費等に要する費用の適正化の取り組み

介護給付費の適正化のため、点検方法の見直しの検討や、点検数の拡充など、適正化事業を一層推進していくことが求められる。

◆ 制度の周知について

介護が必要となった際に、介護サービスを適切に利用できるよう、介護保険制度の周知を強化することが必要である。

その際、医療系サービスの利用に係る費用が所得税控除の対象となることや、第2号被保険者もサービス利用できることなど、利用者の視点に立った周知を行うことが必要である。

また、市で実施している様々な取り組みについて、サービスを必要とする方に適切に情報が伝わるような周知の方法を検討することが大変重要である。

◆ 元気な高齢者の活用について

福祉サービスの創設や拡充をする際には、高齢者の社会参加の機会の確保や介護予防の推進といった観点から、また、財政面の負担増や人材確保が困難という現状からも、高齢者ボランティアの活用を視野にいれた事業を構築することが望ましい。

◆ 介護保険料の負担の抑制について

低所得の高齢者が増加する中、物価高騰の影響により、経済的に困窮する世帯がさらに増えていることから、第9期計画においては、低所得者に配慮した保険料段階への見直しなど、介護保険料の負担を抑制することが必要である。